

第 7 次三重県医療計画 評価表【周産期医療対策】

数値目標の状況

項目	策定時	目標	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後
妊産婦死亡率	7.5 (1人)	0.0 (0人)	7.7 (1人)	7.8 (1人)				
周産期死亡率	5.6 (47位)	3.0	3.5 (22位)	2.9 (11位)				
うち死産率(22週以後)	5.0 (47位)	2.4	2.8 (20位)	2.4 (13位)				
うち早期新生児死亡率	0.6 (17位)	0.6	0.7 (22位)	0.5 (9位)				
産科・産婦人科医師数 (出産1万あたり)	121人 (実数163人)	129人以上 (実数180人以上)	121人 (H28)	132人 (H30)				
病院勤務小児科医師数 (小児人口1万人あたり)	5.3人 (実数128人)	6.6人以上 (実数159人以上)	5.3人 (H28)	5.5人 (H30)				
就業助産師数 (人口10万人あたり)	22.7人 (実数410人)	28.2人以上 (実数510人以上)	23.2人 (H28)	24.8人 (H30)				

現状と課題

取組方向1：周産期医療を担う人材の育成・確保

- ・ 医師修学資金貸与制度の運用により、令和元年度は、新たに43名に貸与を行い、令和元年12月末現在の貸与者累計は、733名となりました。また、県では、三重県地域医療支援センターにおいて、医師修学資金貸与者等の若手医師の県内定着を図るとともに産婦人科や小児科医等、専門医取得のためのキャリア支援を行っています。
- ・ 女性医師の占める割合が高い産婦人科、小児科の医師確保につなげるため、子育て医師等復帰支援事業を通じて、宿日直等免除(6医療機関)の就労環境改善の支援をしました。また、子育て中の看護職員が安心して働き続けられるよう、病院内保育所への運営支援(27施設)を行うほか、三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援しました。
- ・ 平成30年7月の医療法改正を受けて、令和元年度中に策定する「三重県医師確保計画」の中で、特に産科・小児科については、医師確保対策の必要性が高いことから「産科・

小児科における医師確保計画」を策定することとしています。

- ・ 三重県ナースセンターにおいて、離職した看護職員の再就業のための情報提供や就業斡旋を行い、ナースバンク事業の求職者数延べ4,027名中、実数319名（令和元年12月末現在）の就業者を得て、看護職員の復職につながりました。さらに、看護職員として再就業を希望する潜在看護師等を対象にした復職研修を実施したところ、16名のうち6名（令和元年12月末現在）が復職しました。
- ・ 教育研修体制を充実させるため、臨床研修医の育成を目的とした臨床研修医定着支援事業（1団体）を実施しました。また、助産師の実践能力向上を図るため、助産師出向システムの取組を実施しました。
- ・ 周産期医療を担う人材の確保がまだ十分でないことから、引き続き、産婦人科・小児科の医師や看護職員など人材の確保・育成を図る必要があります。
- ・ 災害時に小児、新生児、妊産婦に必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るため、災害時小児周産期リエゾンを15名（平成28年度2名、平成29年度3名、平成30年度5名、令和元年度5名）養成しました。また、災害時小児周産期リエゾンの委嘱に向け、国主催の養成研修を受けた産科・小児科の医師により災害時小児周産期リエゾン協議会を開催し、活動体制等についての検討を行いました。今後、災害時小児周産期リエゾンの委嘱を進めるとともに、活動体制を整備していく必要があります。

取組方向2：産科における病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築

- ・ チームによる周産期医療を円滑に行う体制を構築するため、症例検討会による死産、新生児死亡症例の検証やセミナー、研修会の開催により周産期医療関係者の連携強化を図りました。
- ・ 産科オープンシステムにより、一般診療所等と周産期母子医療センター間の連携が深まりました。
- ・ 三重中央医療センターと三重大学医学部附属病院において、周産期医療ネットワークシステム運営研究事業を実施し、県内の周産期医療情報の収集と分析を行いました。
- ・ 三重県新生児ドクターカーの運用方法を見直し、より効果的な新生児の救急搬送を行いました。
- ・ 三重県周産期医療救急搬送システム体制について、患者を受け入れる周産期母子医療センターの医師を中心にワーキンググループを設置し、現行ルール課題や見直し方針等についての協議を行い、見直しに向けた取組を進めています。
- ・ チームによる周産期医療が円滑に行われ、周産期死亡率の改善に繋がるよう、引き続き、周産期医療の機能分化や関係者間の連携強化に取り組んでいく必要があります。
- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供することを目的としたワンストップ相談機関として各市町における子育て世代包括支援センターの設置を促進するとともに相談支援や関係機関との連携調整の中心となる母子保健コーディネーター等の育成に取

り組みました。

- ・ 県内どの地域においても妊産婦や乳幼児が必要なケアが継続的に提供されるよう地域の実情に応じた母子保健体制の構築をめざし、母子保健体制構築アドバイザーによる市町支援を行いました。
- ・ 県内すべての市町において産婦健康診査事業が適切かつ円滑に実施できるよう医師会や市町等関係機関による検討会議を開催し、産婦健康診査事業実施マニュアルの検討や研修会の開催等を行いました。

令和2年度の実行方針

実行方針1：周産期医療を担う人材の育成・確保

- ・ 今後、県内医療機関で勤務を開始する修学資金貸与者等が段階的に増加することが見込まれることから、三重県地域医療支援センターにおいて作成した三重専門医研修プログラムについて、より多くの若手医師の利用を促進します。さらに、新専門医制度については、産婦人科、小児科医等、専門医の確保に向けた環境整備を進めます。
- ・ 子育て医師等が就労を継続するとともに復帰しやすい職場環境づくりを進める医療機関の取組を支援することで、産婦人科、小児科等の医師確保につなげていきます。また、各医療機関に対し、病院内保育施設の整備等の働きやすい勤務環境改善の取組を促すため、「女性が働きやすい医療機関」認証制度の運用等、勤務環境改善への支援を行い、女性医師の占める割合が高い産婦人科、小児科等の医師確保につなげていきます。
- ・ 引き続き、医師・看護師等修学資金制度の運用、病院内保育施設への運営支援や、潜在看護職員の職場復帰支援等に取り組みます。また、臨床臨床研修医の定着支援のための取組や、助産師の就業先偏在の是正や助産実践能力向上のため助産師出向システムの取組を進めます。
- ・ 医師の偏在解消を図るため、「三重県医師確保計画」に基づき、三重県地域医療支援センターにおいて、医師の派遣調整を行うとともに、地域医療対策協議会において医師確保にかかる審議を行い、周産期医療体制の確保を図ります。
- ・ 災害時小児周産期リエゾンを委嘱するとともに、引き続き、国の研修を活用した人材の養成を図ります。また、訓練等を通じて活動体制を整備していきます。

実行方針2：産科における病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築

- ・ 引き続き、産科における診療所、病院、周産期母子医療センター間の機能分担に取り組みます。
- ・ チームによる周産期医療を円滑に行うため、症例検討会やセミナー、研修会等を開催し、周産期医療関係者の連携強化を図ります。
- ・ 三重中央医療センターと三重大学医学部附属病院において、引き続き、周産期医療ネットワークシステム運営研究事業を実施し、周産期医療情報の収集と分析を行い、周産期医療ネットワークの充実を図ります。

- ・ 中等度以上のリスクのある出産等に対応するため、周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援します。
- ・ 引き続き、三重県周産期医療救急搬送システム体制の課題解消に向けて、ワーキンググループ等で協議していきます。
- ・ 妊娠出産から子育て期まで、切れ目ない支援が行われるよう、市町、関係機関と連携を図ります。
- ・ 県内すべての市町において妊娠・出産から子育て期まで、切れ目ない支援が継続して行われるよう、各市町の母子保健体制の核となる人材の育成や体制整備等への支援を行い、市町、関係機関との連携を図ります。